

15ヶ月予算及び25年度税制改正の概要 (製造業関係)

平成25年1月

補正予算及び25年度予算(「15ヶ月予算」) のポイント(製造業関係)

平成25年1月

1. 先端設備や省エネ設備に対する投資支援
2. 研究開発・試作品開発支援
3. ベンチャー支援
4. 人材育成・獲得支援
5. 海外展開支援
6. 事前防災・次世代インフラ整備

1. 先端設備や省エネ設備に対する投資支援

厳しい立地環境の中、製造業の国内有効投資を大胆に後押しすべく、最新設備・生産技術や省エネ効果の高い設備の導入等を集中的に支援。

(1) 円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進事業(補助)〔24FY補正〕

【補助率: 中小企業: 1/2以内、大企業: 1/3以内
補助上限120億円】

2,000億円

産業の競争力強化・空洞化防止に向け、円高やエネルギー制約の克服に資する最新設備・生産技術等の導入を支援するため、設備投資に係る費用の一部補助を実施。

- ・対象分野: 製造業全般
- ・対象: ①エネルギーや原材料の効率性を高める最新設備
②付加価値を大幅に向上させる製品や部素材を製造するための生産技術
- ・条件: ①海外展開の蓋然性が高いこと
②生産性を向上させる最新設備等であること
③全国・地域への高い外部経済性が発生すること



(例) ①半導体製造装置や製紙プロセスの高効率化をはかる最先端製造設備

②最先端液晶デバイスや高度スポンジチタンなどの高付加価値な新製品の生産を行うライン

等

1. 先端設備や省エネ設備に対する投資支援

厳しい立地環境の中、製造業の国内有効投資を大胆に後押しすべく、最新設備・生産技術や省エネ効果の高い設備の導入等を集中的に支援。

(2) 省エネ設備導入補助金(補助)〔25FY改要求〕

【補助率: 単独事業1/3以内、連携事業1/2以内
補助上限50億円程度】

310.0億円

〔工場・事業場等における省エネ効果等の高い設備の更新に対する支援〕

- ・対象: 省エネルギーに寄与する設備(機器指定なし、業種限定なし)
 - ※申請設備が、元の設備の能力・出力を超えてもよい
- ・条件: すでにある設備を置き換えることにより、事業を実施する工場・事業場全体で省エネルギー率が1%以上、または省エネルギー量が500kl(原油換算)以上となること
 - ※設置機器・設備単体ではない

(例) 電解層、ハイブリッド機関車、新型ターボ冷凍機 等



2. 研究開発・試作品開発支援

イノベーション促進のため、先端省エネ素材・技術の開発や中小企業の試作品開発等を支援。

(1) 先端省エネ素材・技術の開発支援

○ 実用化を見据えた先端省エネ等部素材に対する開発支援(補助)[25FY改要求]

【補助率: 1/2(提案公募型)】

4. 0億円(新規)

- ・対象分野: 部素材産業
- ・対象: 最終製品の省エネ効果等をもたらすことが見込まれる部素材の実用化のための開発(開発設備費用、人件費等)

(例) ① 高い強度・自由度を有するチタン合金(粉末焼結技術)
② 金属部品代替用としての繊維強化フェノール樹脂(成形技術)
③ 高強度で極薄な電解銅箔 等



○ 革新的省エネ技術に係るシーズ発掘から事業化までのシームレスな支援(補助)[25FY改要求]

【インキュベーション : 補助率2/3、事業額2,000万円程度
研究開発・実用化開発 : 補助率2/3、事業額3億円程度
実証開発 : 補助率1/2、事業額10億円程度
(提案公募型)】

90. 0億円

- ・対象: 市場に普及することにより、高い省エネ効果をもたらす製品を作るための研究開発から実証段階までの取組

2. 研究開発・試作品開発支援

イノベーション促進のため、先端省エネ素材・技術の開発や中小企業の試作品開発等を支援。

(2) 中小企業の試作品開発等支援

○ものづくり中小企業等が実施する試作開発や設備投資等に対する支援(補助)[24FY補正]

【補助率:2/3】

1,007億円

・対象分野:「中小ものづくり高度化法」22分野(金型、プラスチック成形加工、部材の結合、金属プレス加工、高機能化学合成等)の技術を活用した事業

(ただし、認定は不要)

・ものづくり中小企業・小規模事業者を約1万社支援予定

(例)①ニッチ分野における町工場の高い技術力と機動力・柔軟性を活かした試作開発

②単に受注した製品を作るだけでない、顧客の製品イメージを元にした試作開発 等

○中小企業等と研究機関等が連携して行う事業を支援[25FY改要求] 118.7億円(新規)

(1) 研究開発(委託)

・対象分野:「中小ものづくり高度化法」22分野

(2) 試作・販路開拓(補助)

・対象分野:指定なし

(3) 実証研究等(補助)

・対象分野:指定なし

【補助率:2/3
補助上限2,000万円】

【補助率:2/3
補助上限2~3,000万円】

[例]

(1) 電気自動車用電池ケース製造工程の改善

(2) 模倣不可能な極微弱発光検出装置開発

(3) 血液検査で消化器系がんを発見できる

マイクロアレイ開発 等

3. ベンチャー支援

ベンチャー支援等を充実させるべく、産業革新機構の財務基盤強化、研究開発成果の実用化補助、起業支援人材の連携強化等を実施。

➤ リスクマネーの供給(産業革新機構の財務基盤強化)

○産業革新機構の財務基盤を強化し、ベンチャー企業等や先端技術の事業化を重点的に支援(産投出資)[24FY補正]

1,040億円



➤ 創業促進や技術開発のための補助

○女性や若者による起業・創業支援(補助)[24FY補正]

【補助率:2/3】

200.0億円



○ONEDOによるベンチャー支援企業への実用化支援(補助)[24FY補正]

【補助率:2/3、補助上限:5億円以内】

100.0億円

・対象分野:製造業全般(ただし大企業の社内ベンチャー除く)

➤ 支援人材の育成

○ベンチャー創出のための専門家連携による総合支援体制の構築(委託)[24FY補正]

7.3億円

・ベンチャーファンド、金融機関、税理士等のベンチャー支援人材の連携を強化し、経営支援及びそのノウハウを用いた企業支援人育成を実施。

4. 人材育成・獲得支援

ものづくり人材の育成・獲得を支援すべく、海外展開に向けた研修事業、中小企業と人材とのマッチング、研究現場へのインターンシップ導入支援等を実施。

▶ 研修及び人材育成

○ODA国を対象とした人材育成(現地人材の受入研修及び専門家派遣等)を実施
〔これから海外展開を目指す企業向け〕(委託)〔25FY改要求〕 27.2億円の内数

○ODA国に実際に展開する際の人材の受入研修、専門家派遣等(補助)
〔既に海外進出案件が具体的に進んでいる企業向け〕〔25FY改要求〕

【補助率:中小企業:2/3、大企業:1/3】

15.1億円

▶ 中小企業と人材とのマッチング支援

○中小企業・小規模事業者と人材等のマッチング、新卒者の採用・定着までの一貫した
支援体制の構築(補助/委託)〔24FY補正〕 281.8億円

▶ 研究現場へのインターンシップ導入支援

○理系修士課程・博士課程在籍者等を対象とした、企業の研究現場における中長期の
インターンシップをマッチング

(補助)〔25FY改要求〕 【補助率:2/3】

1.0億円(新規)

5. 海外展開支援

新興国市場獲得等に対する支援を強化すべく、海外M&Aに対する出資、インフラ・システム獲得支援、シニア人材派遣等を実施。

▶ 海外M&Aに対する出資

○国際協力銀行(JBIC)が本邦投資家や邦銀等と連携し、日本企業によるM&A案件等への出資及び海外投資を目的とするファンドへの出資を行う仕組み(「海外展開支援出資ファシリテイ(仮称)」)の創設(産投出資) 690億円

▶ インフラ・システム獲得支援等

○ODA国を対象としたインフラ・システム獲得支援、制度・事業環境整備
〔これから海外展開を目指す企業向け〕(委託)〔25FY改要求〕 27.2億円の内数
〔例〕・マレーシアにおける自動車部品産業の教育制度構築に向けた指導者養成支援

▶ ジェトロによるシニア人材派遣

○新興国進出を目指す中堅・中小企業等に対するジェトロのシニア人材(大企業OB等)派遣(交付金)〔24FY補正〕 42.0億円
・大企業OB等の専門家人材が、進出計画実現のため、現地での拠点設立等まで最長2年間ハンズオンで支援。

【支援イメージ】A社(製造機械メーカー)

○新興国の成長を踏まえ、2000年代半ばより新興国市場展開を検討。

○一方、社内に海外展開経験を持つ人材が不足していたため、商社OBの専門的アドバイスにより、2010年にベトナム現地工場の立ち上げに成功。

6. 事前防災・次世代インフラ整備

事前防災対策を強化すべく、巨大地震等に対するコンビナート施設等の強靱性確保に向けた総点検等を行う。

また、次世代交通・エネルギーインフラの整備を行うべく、充電器整備の大幅加速、水素供給設備の整備、エネルギー管理システムの導入支援等を行う。

▶ 産業・エネルギー基盤強靱性確保調査事業(委託)〔24FY補正〕 43.4億円

首都直下地震や南海トラフ巨大地震等による被害(地震・津波・液状化等)を想定し、我が国のコンビナート等重要産業・エネルギー施設の「強靱性」(早期回復力・バックアップ力)を確保するため、コンビナート等における耐震性評価やボーリング調査等の総点検を実施。

(例)①地盤のボーリング・サンプリング調査 ②地盤の液状化評価
③設備の耐震性評価等 ④津波耐性評価 等

▶ 次世代自動車充電インフラ整備促進事業(補助)〔24FY補正〕

【補助率:充電器本体及び工事費それぞれ2/3~1/2】

1,005億円

電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド自動車(PHEV)に必要な充電インフラの整備を加速することにより、次世代自動車の更なる普及を促進。

- ・急速充電器:ガソリンスタンド、コンビニ、道の駅等に約3.5万基設置
- ・普通充電器:テーマパーク、マンション、コインパーキング等に約7万基設置



※その他、燃料電池自動車のための水素供給設備整備に対する半額補助(45.9億円(25FY、新規))、マンションにおけるMEMS設置の一部補助(1/3)(130.5億円(24FY補正))等を措置。

25年度税制改正のポイント (製造業関係)

平成25年1月

1. 研究開発税制の拡充
2. 生産等設備投資促進税制
3. 所得拡大促進税制
4. 車体課税の抜本的見直し
5. グリーン投資減税(環境関連投資促進税制)
の対象設備の拡充等
6. 事業承継税制の拡充

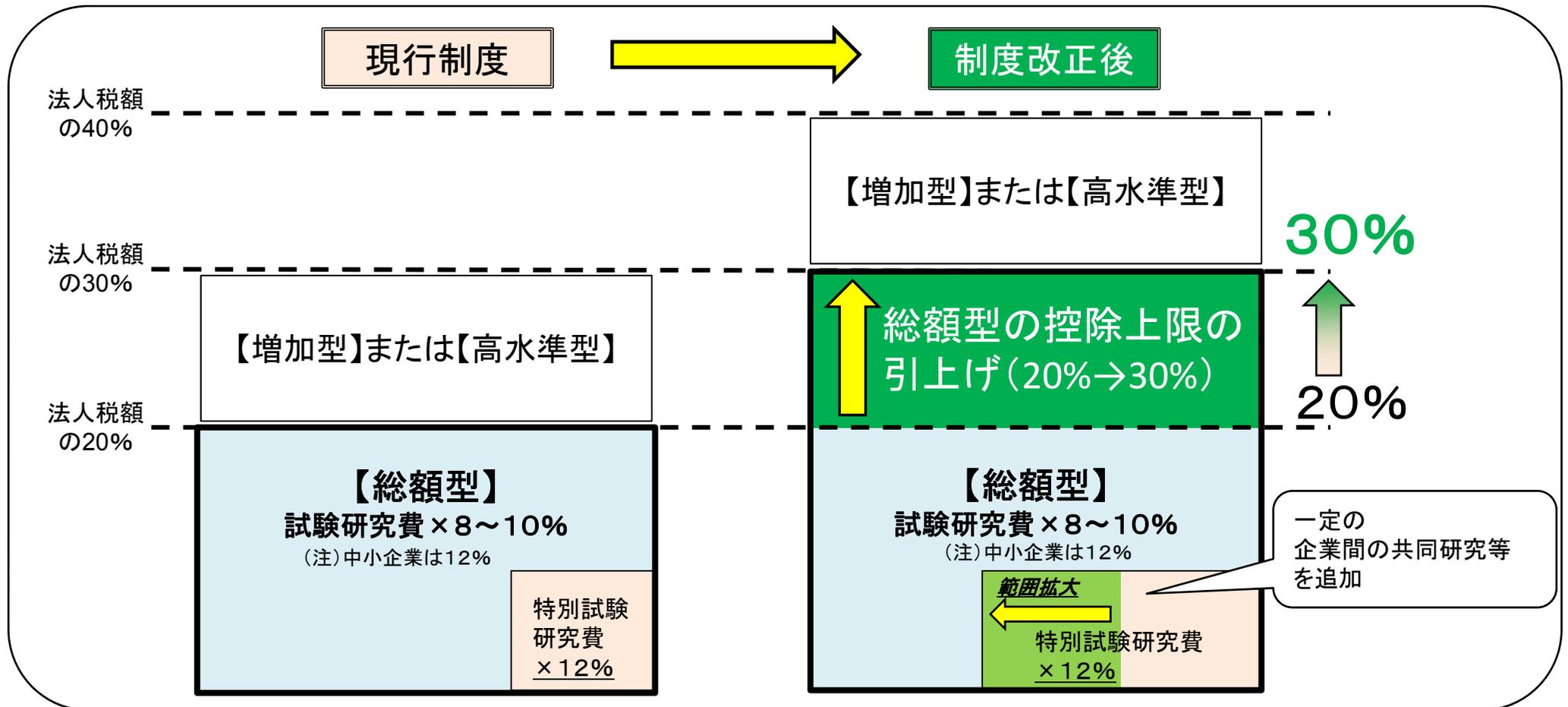
1. 研究開発税制の拡充(法人税・所得税・法人住民税)

拡充

- 我が国の研究開発投資総額の約7割を占める民間企業の研究開発投資(約12兆円)の促進により、我が国の成長力・国際競争力を強化する。

改正概要

- 総額型の控除上限の引上げ(法人税額の20%→30%)【適用期間:2年間(平成26年度末まで)】
- 特別試験研究費(控除率12%)の範囲に、一定の企業間の共同研究等を追加。



2. 生産等設備投資促進税制(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

新設

○ 国内設備投資需要を喚起する観点から、国内設備投資を増加させた法人が新たに国内で取得等した機械・装置について、30%の特別償却又は3%の税額控除を認める。

改正概要 【適用期間:2年間(平成26年度末まで)】

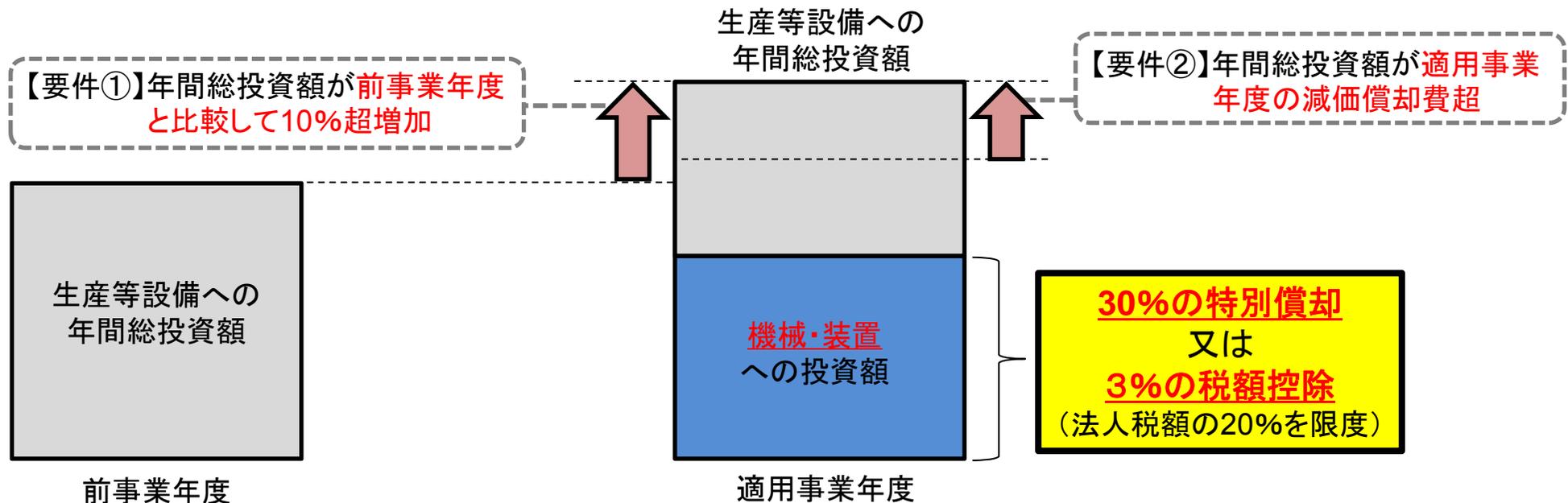
○ 以下の①及び②の要件を満たした場合、新たに国内において取得等をした機械・装置について、30%の特別償却又は3%の税額控除(法人税額の20%を限度)を認める。

- ① 国内における生産等設備への年間総投資額が適用事業年度の減価償却費を超えていること、
- ② 国内における生産等設備への年間総投資額が前事業年度と比較して10%超増加していること

(注1) 生産等設備とは、その法人の事業の用に直接供される減価償却資産(無形固定資産及び生物を除く。)で構成されているものをいう。

なお、本店、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設等は該当しない。

(注2) 損金経理をした金額は、前事業年度の償却超過額等を除き、特別償却準備金として積み立てた金額を含む。



3. 所得拡大促進税制(所得税・法人税・法人住民税)

新設

○個人の所得水準を底上げする観点から、給与等支給額を増加させた場合、当該支給増加額について、10%の税額控除を認める。

改正概要 【適用期間:3年間(平成27年度末まで)】

○以下の①、②及び③の要件を満たした場合、国内雇用者に対する給与等支給増加額について、10%の税額控除(法人税額10%(中小企業等は20%)を限度)を認める。

- ①給与等支給額が基準事業年度の給与等支給額と比較して5%以上増加していること、
- ②給与等支給額が前事業年度の給与等支給額を下回らないこと、
- ③平均給与等支給額が前事業年度の前平均給与等支給額を下回らないこと

(注1)国内雇用者とは、法人の使用人(法人の役員及びその役員の特殊関係者を除く。)のうち国内事業所に勤務する雇用者をいう。

(注2)給与等支給額とは、各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。

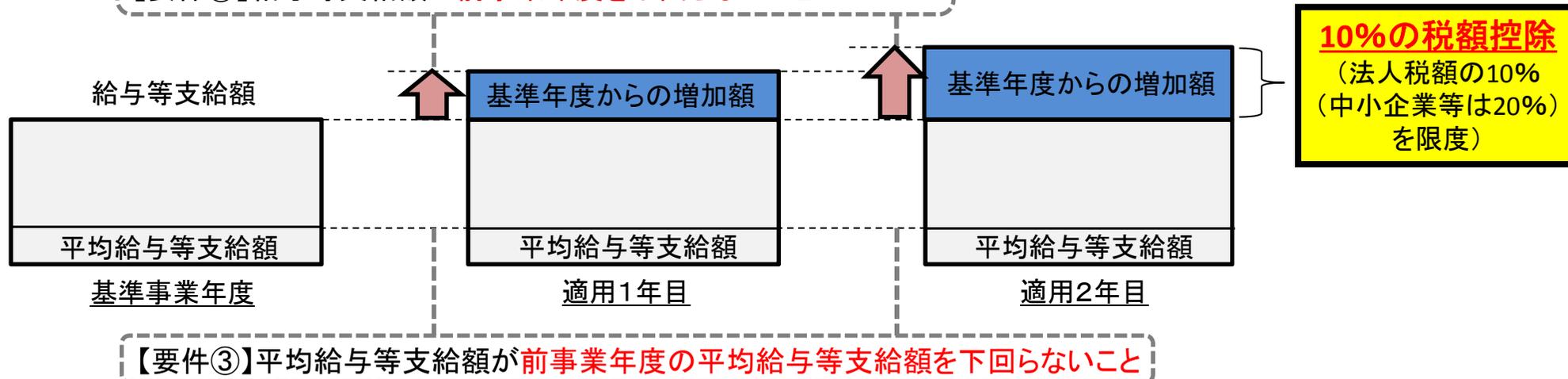
(注3)基準事業年度とは、平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度をいう。

(注4)雇用促進税制、復興特区等に係る雇用促進税制と選択適用。

○また、雇用促進税制に係る税額控除額を現行の増加雇用者数1人当たり20万円から40万円に引き上げるなどの措置を行う。

【要件①】給与等支給額が**基準事業年度と比較して5%以上増加**

【要件②】給与等支給額が**前事業年度を下回らないこと**



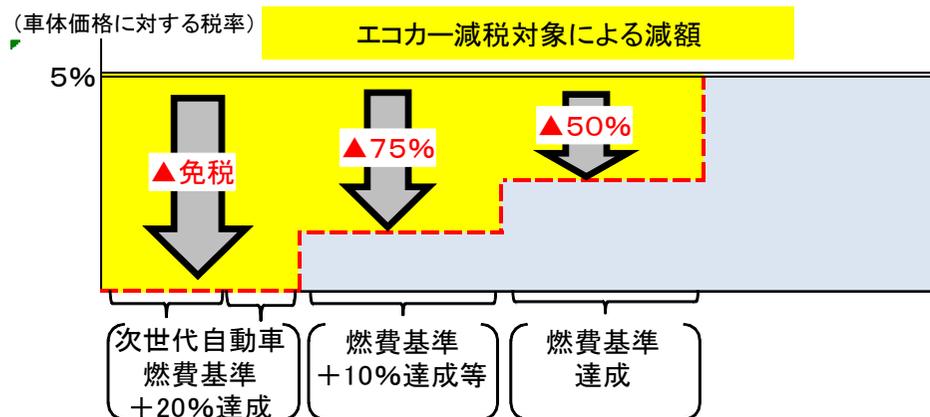
4. 車体課税の抜本的見直し①～自動車取得税の見直しの考え方 (自動車取得税、自動車税)

○ 自動車取得税については、安定的な財源を確保して、地方財政への影響に対する適切な補てん措置を講ずることを前提に、地方団体の意見を踏まえながら、以下の方向で抜本的な改革を行うこととし、平成26年度税制改正で具体的な結論を得る。

- ① 自動車取得税は、二段階で引き下げ、消費税10%の時点で廃止する。消費税8%の段階では、エコカー減税の拡充などグリーン化を強化する。必要な財源は別途措置する。
- ② 消費税10%段階で、自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を踏まえつつ、一層のグリーン化の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、地域の自主性、自立性を高めつつ、環境性能等に応じた課税を実施することとし、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない。

現行の自動車取得税

[都道府県税] [税込: 2,068億円(24年度)]



現行の自動車税

[都道府県税] [税込: 15,677億円(24年度)]

○ 総排気量に応じて定額で課税
例: 1501~2000cc 39,500円/年

○ 自動車税のグリーン化

◆ 軽課

対象車	軽減率
	排ガス規制☆☆☆☆
電気自動車(燃料電池自動車含)、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(平成21排ガス規制NOx10%以上低減)、ガソリン車(ハイブリッド自動車含む)(2015年度燃費基準+10%以上達成)	50%軽減
2015年度燃費基準+10%以上達成車	
2015年度燃費基準達成車	25%軽減

◆ 重課

13年超のガソリン車・LPG車、11年超のディーゼル車、に対して、10%重課

4. 車体課税の抜本的見直し②～自動車重量税の見直しの考え方 (自動車重量税)

○ 自動車重量税については、以下の方向で見直しを行うこととし、平成26年度税制改正で具体的な結論を得る。

【グリーン化】

- エコカー減税制度の基本構造を恒久化。
- 消費税8%段階で、財源を確保して、一層のグリーン化等の観点から、燃費性能等に応じて軽減する等の措置を講ずる。
- 今後、グリーン化機能の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、環境性能に応じて課税を検討する。

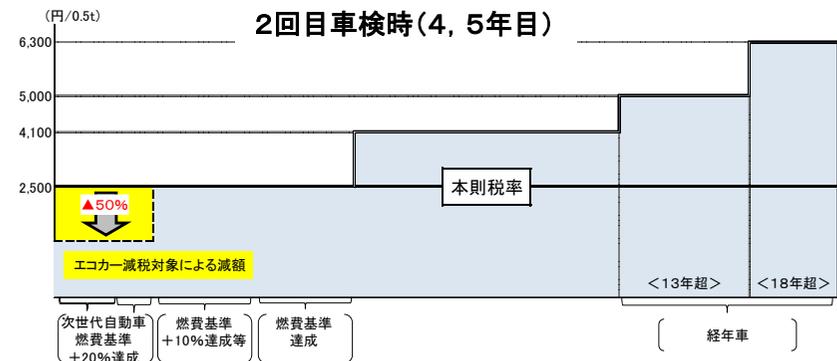
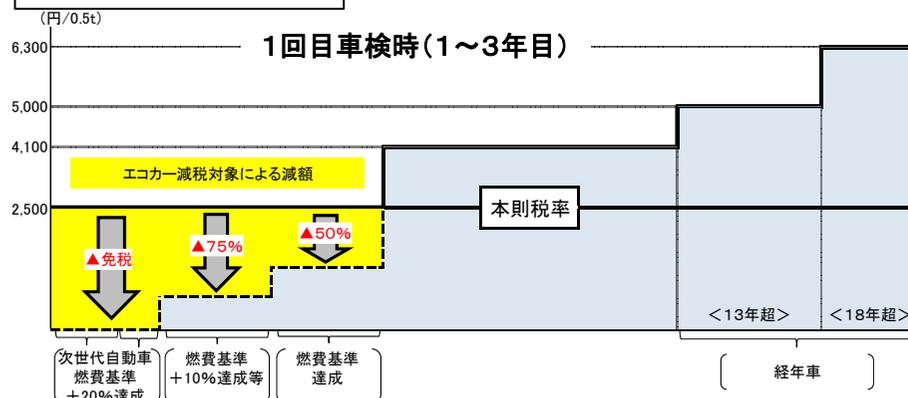
【課税の性格の明確化】

- 道路の維持管理・更新等のための財源として位置づけ、自動車ユーザーに還元されるものであることを明らかにする方向で見直し。その際、その税収の一部が公害健康被害補償の財源として活用されていることに留意。

現行の自動車重量税

[国税(うち4割を市町村に譲与)] [税収:7,032億円(24年度)]

※3回目車検以降(6年目以降)は軽減なし



5. グリーン投資減税(環境関連投資促進税制)の対象設備の拡充等

(所得税・法人税・法人住民税・事業税・固定資産税)

拡充・新設

- 再生可能エネルギーの最大限の導入、省エネの最大限の推進に向けて以下の税制措置を講ずる。
 - ① 太陽光・風力発電設備の即時償却制度の適用期限を延長するとともに、その対象設備の範囲に、コージェネレーション設備を追加する。【適用期間:2年間(平成26年度末まで)】
 - ② 中小水力発電設備、定置用蓄電設備、省エネ設備(LED照明、高効率空調等)等を30%特別償却(中小企業は7%税額控除)の対象に追加する。【適用期間:平成27年度末まで】
- コージェネレーション設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、課税標準となるべき価格の5/6に軽減する。【適用期間:2年間(平成26年度末まで)】

改正概要 (グリーン投資減税)

7%税額控除 (中小企業のみ) 又は 即時償却 【平成25年3月末まで】	・太陽光発電設備 (10kW以上) ・風力発電設備 (1万kW以上)	→	7%税額控除 (中小企業のみ) 又は 即時償却 【平成27年3月末まで】	・太陽光発電設備 (10kW以上) ・風力発電設備 (1万kW以上) ・コージェネレーション設備
7%税額控除 (中小企業のみ) 又は 30%特別償却 【平成26年3月末まで】	・コージェネレーション設備 ・ハイブリッド建設機械 ・電気自動車 ・電気自動車用急速充電設備 等		7%税額控除 (中小企業のみ) 又は 30%特別償却 【平成28年3月末まで】	・ハイブリッド建設機械 ・電気自動車 ・電気自動車用急速充電設備 ・中小水力発電設備 ・下水熱利用設備 ・定置用蓄電設備 ・LED照明 ・高効率空調 等

設備追加

【対象設備の例】



コージェネレーション設備



LED照明

6. 事業承継税制の拡充 ①(相続税・贈与税)

拡充

- 中小企業経営者の平均年齢が約60歳となっており、事業承継の円滑化は喫緊の課題。
- 事業承継税制の適用要件の見直しや手続の簡素化を通じ、制度の使い勝手の大幅な改善を図る。

現行制度概要

【平成21年度税制改正において創設】

- 後継者（先代経営者の親族に限る）が、先代経営者から相続・贈与により非上場株式を取得した場合に、その80%分（贈与は100%分）の納税を猶予。
- 相続・贈与後5年間は以下の要件を満たさないと納税猶予は打ち切り。
 - ・ 雇用の8割以上を毎年維持
 - ・ 後継者が、会社の代表者を継続
 - ・ 先代経営者が役員（有給）を退任（贈与税の場合） 等
- 5年後以降も株式を保有し事業を継続すれば、後継者死亡（又は会社倒産）時点で納税免除。

改正概要

※平成27年1月より施行（相続税改正と併せて施行）

(1) 親族外承継の対象化 ~親族に限らず適任者を後継者に

後継者は、先代経営者の親族に限定。



親族外承継を対象化。

(2) 雇用8割維持要件の緩和 ~毎年の景気変動に配慮

雇用の8割以上を「5年間毎年」維持。



雇用の8割以上を「5年間平均」で評価。

6. 事業承継税制の拡充 ②(相続税・贈与税)

拡充

(3) 納税猶予打ち切りリスクの緩和 ～利子税負担を軽減、事業の再出発に配慮

要件を満たせず納税猶予打ち切りの際は、納税猶予額に加え利子税の支払いが必要。



利子税率の引下げ(現行2.1%→0.9%)。承継5年超で、5年間の利子税を免除。

相続・贈与から5年後以降は、後継者の死亡又は会社倒産により納税免除。



民事再生、会社更生、中小企業再生支援協議会での事業再生の際には、納税猶予額を再計算し、一部免除。

(4) 役員退任要件の緩和 ～先代経営者の信用力を活用

先代経営者は、贈与時に役員を退任。



贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に。(有給役員として残留可)

(5) 事前確認制度の廃止 ～手続の簡素化

制度利用の前に、経済産業大臣の「認定」に加えて「事前確認」を受けておく必要あり。



事前確認制度を廃止。

(6) 債務控除方式の変更 ～債務の相続があっても株式の納税猶予をフル活用できるように

猶予税額の計算で先代経営者の個人債務・葬式費用を控除するため、猶予税額が少なく算出。



先代経営者の個人債務・葬式費用を株式以外の相続財産から控除。